



3 各種確認事項 ※ご確認の上、申請者本人が☑をご記入ください

<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。
<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について了承する。
<input type="checkbox"/>	申請日から5年以上継続して、周南市に居住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	補助申請者及び申請書に記載された世帯の構成員全てに、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいない。
<input type="checkbox"/>	日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している。
<input type="checkbox"/>	申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。
<input type="checkbox"/>	本申請に対して、市が、住民登録、市税等収納状況、暴力団との関係等、申請事項確認のため必要な個人情報を取得すること及び交付後に5年以上定住することに関して必要な調査をすることへの同意する。
<input type="checkbox"/>	（テレワークの申請の場合のみ）テレワークにより勤務（原則、恒常的に通勤しない）し、かつ週20時間以上テレワークを実施する。
<input type="checkbox"/>	周南市への移住は自己の意思である。

※ 各種確認事項に☑を入れない事項がある場合は、移住支援金の支給対象になりません。

4 【東京圏から東京23区内への通勤をしていた方のみ記入】

東京23区内への在勤履歴（※5年以上の在勤履歴を記載）

期 間	就業先	就業先住所

5 【通学期間を移住元としての対象期間に含める方のみ記入】

東京23区内の大学等への通学履歴

期 間	学校名	通学先住所

6 【関係人口による申請の場合のみ記入】

関係人口の内容確認（申請者の該当する項目に☑を記載）

必須	(1) 令和7年4月1日以降に市内の農林水産業に就業している	
必須	(2) 転入時において40歳以下である	
い ず れ か 1 つ の	(3) 過去に連続して3年以上本市に居住していたことがある	
	(4) 転入前の直近3年以内に、本市を会場に県または市等が主催した移住体験や就労体験等への参加や本市への移住の検討に際し山口県が行う交通費支援制度を活用したことがある	
	(5) 転入前の直近3年以内に、1回以上本市ふるさと納税を行っている	
<b>【(4) の場合】</b> <input type="checkbox"/> 移住・就労体験等の参加 事業名： 参加時期：            年                    月 <input type="checkbox"/> 交通費支援制度の利用 利用時期：            年                    月		
<b>【(5) の場合】</b> 納付時期：            年                    月 利用したポータルサイト名等：		

## □移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金事業」及び「やまぐちテレワーク移住等支援事業」（以下、「移住支援事業」という。）に関する報告及び立入調査について、山口県及び周南市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業の要綱及び実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に周南市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) (関係人口の申請の場合のみ) 申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に周南市以外の市区町村に転出した場合：半額

## □移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山口県及び周南市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

また、山口県及び周南市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

## 【添付書類】※該当するものに☑をご記入ください

(共通書類)

- (1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (2) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (3) 住民票の写し（除票）等、本申請に記載された全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類（単身世帯は除く。）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (5) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者にあつては、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、履歴事項全部証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (7) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であつて、当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあつては、卒業証明書その他通学期間及び卒業校を確認できる書類
- (8) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(テレワークに関する申請の場合のみ)

- (10) 就業証明書(別記様式第2号)又は就業時間の証明書(別記様式第2号の2)
- (11) 個人事業主にあつては、業務委託契約書の写しその他申請日以降に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類及び個人事業の開業・廃業等届出書の写しその他本市に事業所を移転したことが分かる書類並びに売上台帳その他申請前3か月間においてテレワーク業務による収入実態が確認できる書類

(関係人口に関する申請の場合のみ)

- (12) 就業証明書(関係人口用)(別記様式第2号の3)(雇用されている場合に限る)
- (13) 関係人口の要件として、過去に連続して3年以上本市に居住していたことがあった者については、過去に連続して3年以上本市に居住していたことが確認できる書類(他の書類で確認できる場合は除く。)
- (14) 農林水産業を事業所得として青色申告を行うまたは行っていることが確認できる書類(個人事業として就業している場合に限る)
- (15) 農林水産業への就業にあたって必要な条件を有していることが確認できる書類(個人事業として就業している場合に限る)